

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【公表番号】特表2018-519145(P2018-519145A)

【公表日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-027

【出願番号】特願2017-548951(P2017-548951)

【国際特許分類】

B 0 1 D	50/00	(2006.01)
F 2 4 F	7/06	(2006.01)
F 2 4 F	13/28	(2006.01)
B 0 1 D	39/16	(2006.01)
B 0 1 D	46/10	(2006.01)
B 0 1 D	46/12	(2006.01)
B 0 1 D	45/08	(2006.01)
B 0 1 D	39/18	(2006.01)
A 6 2 B	31/00	(2006.01)
A 6 2 C	2/00	(2006.01)

【F I】

B 0 1 D	50/00	5 0 1 A
F 2 4 F	7/06	1 0 1 A
F 2 4 F	13/28	
B 0 1 D	39/16	A
B 0 1 D	46/10	B
B 0 1 D	46/10	E
B 0 1 D	46/12	
B 0 1 D	45/08	B
B 0 1 D	50/00	5 0 1 G
B 0 1 D	50/00	5 0 2 B
B 0 1 D	39/18	
A 6 2 B	31/00	
A 6 2 C	2/00	S
A 6 2 C	2/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月12日(2019.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

換気フード内に取り付けられて構成され、ハウジング上で互いに反対側に位置する第一リップ及び第二リップを有するハウジングを備え、

前記第一リップは、前記第二リップの高さよりも大きな高さを有し、

前記第一リップ及び前記第二リップは、前記第一リップ及び前記第二リップが手動操作不能であるように固定され；

前記ハウジングの中央部の中に位置するディヒューザ；

前記ディヒューザに隣接して前記ハウジングの中に位置するバッフル組立体；  
前記ディヒューザの、前記バッフル組立体の反対側で前記ハウジングの中に配置された取り外し可能な支持構造；及び

前記取り外し可能な支持構造と前記ディヒューザとの間に配置された取り外し可能なフィルタパッド；

を有し、

前記取り外し可能な支持構造は、前記第一リップ及び前記第二リップによって、反対側の端部上に支持される、

フィルタ組立体。

#### 【請求項2】

前記取り外し可能な支持構造及び前記取り外し可能なフィルタパッドは、前記取り外し可能なフィルタパッドと前記ディヒューザとの間におよそ0.635cmよりも大きなエアギャップを与える大きさである、請求項1に記載のフィルタ組立体。

#### 【請求項3】

前記取り外し可能なフィルタパッドは、羊毛繊維及びビスコース繊維を有する、請求項1に記載のフィルタ組立体。

#### 【請求項4】

前記ビスコース繊維は、前記取り外し可能なフィルタパッドの50 95%を構成する、請求項3に記載のフィルタ組立体。

#### 【請求項5】

前記羊毛繊維は、前記取り外し可能なフィルタパッドの50 95%を構成する、請求項3に記載のフィルタ組立体。

#### 【請求項6】

前記フィルタパッド、前記取り外し可能な支持構造及び前記ディヒューザは、前記バッフル組立体から横方向に離間しており、前記バッフル組立体を通る空気の経路を与える、請求項1に記載のフィルタ組立体。

#### 【請求項7】

前記取り外し可能な支持構造は、中に形成された穿孔を備えている、請求項1に記載のフィルタ組立体。

#### 【請求項8】

前記ディヒューザ及び前記バッフル組立体のうち一つ以上が、永久的に前記ハウジング内に固定されている、請求項1に記載のフィルタ組立体。

#### 【請求項9】

前記第一リップが、約2.54cmないし約7.62cmの高さを有する、請求項1に記載のフィルタ組立体。

#### 【請求項10】

前記第二リップが、約0.127cmないし約3.81cmの高さを有する、請求項1に記載のフィルタ組立体。

#### 【請求項11】

フィルタ組立体は第一の厚みを有し、

前記バッフル組立体は第二の厚みを有し、

前記第二の厚みは前記第一の厚みの50%よりも大きい、請求項1に記載のフィルタ組立体。